

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 1	大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化
補助基準額	1, 200万円を上限とする。 ただし、採択数等により、補助基準額が変動することがある。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 28 年 4 月から、障害者差別解消法が施行され、教育分野においても合理的配慮の提供が求められ、教育の機会の確保等の対応指針がまとめられたところ。</p> <p>現状の教育分野において、高等教育においては、特別支援教育等の支援はなく、障害のある学生に対する学内の介助や通学に対する支援は、ボランティアサークル等により行われているが、支援の状況によっては、選抜試験に合格しても、学内の介助や通学等に困難を抱える者もいる現状となっている。</p> <p>これらを踏まえ、平成 28 年度障害者総合福祉推進事業「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」において、大学の合理的配慮やボランティアサークル等の支援に加え、外部のヘルパーによる専門的な支援を行いつつ、重度障害者が大学に通うための支援モデルの確立について検証を行っている。</p> <p>当該モデル事業の実施過程では、ただ、大学側と、外部のヘルパーが役割分担して支援をすれば良いということではなく、障害学生と大学が主体となり、地域全体で、障害学生が通学できるような支援体制を構築していくことの重要性が言及されている。</p> <p>平成 29 年度においては、この点について更に分析を進め、重度障害者等に対する大学等における具体的な支援を効果的に行うための関係者による支援体制の構築等について評価・検証することが必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>○ 支援体制整備や効果的な連携方法の体系化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学等に通学する重度の障害がある学生（以下「学生」という。）に対し、通学や学校内における支援を実施しつつ、学生、学識経験者、障害福祉サービス事業者、教育機関、自治体等からなる検討委員会を設置する。また、当該検討委員会において大学側の支援体制確保や、外部ヘルパーの確保等について検討し、大学側の支援者と外部ヘルパー、地域のボランティア等による支援チームを設置する。</li> <li>・ 当該支援体制のもと、①通学や学校内における具体的な支援内容と、支援者間の連携方法も含めた支援計画の作成、②計画を踏まえた支援の実施や、タイムスタディによる支援チームにおける効果的な連携方法の把握等、③当該支援内容や支援計画の検討委員会におけるモニタリング、④モニタリング結果を踏まえた支援チームによる支援内容の見直しといったPDCAサイクルを確立する。</li> <li>・ 大学等と連携して、上記の流れを体系的に行えるよう取り組み、学生が大学に通うために、主体別に取り組むべき事項や時期、取り組む上での注意点等について提言を行う。</li> </ul>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記取組についての報告書の作成。</li> <li>・ 法人のホームページにおける成果物の公表</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課／訪問サービス係（内線 3008、3092）